※建築基準法が一部改正されたことにともなって、平成30年4月1日に「高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が一部改正されています。 建築物等の用途の制限については、添付の新旧対象表のとおり読み替えて下さい。

蒔絵台地区計画

(平成13年2年22日告示第32号)

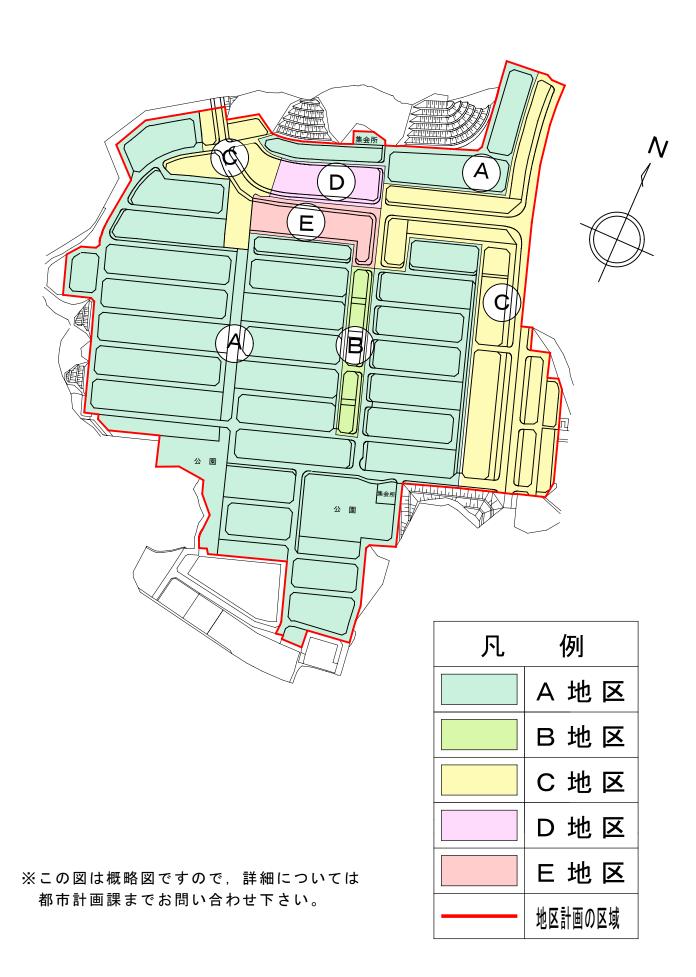
	名 称	蒔絵台地区計画
	位 置	高知市長浜字長谷,字サウゼン,字カゴノウチ,字土谷山,字長谷山,字赤坂山,字ゾヲゼン山,字カヤモチ,字板谷口,字カミスキ山の各一部
	面積	約20.0ha
区域の整備・	地区計画の目標	本地区は、高知市の南部に位置し、市の中心部はりまや橋より約5.0kmの地点にあり、民間施行の大規模宅地開発事業が行われ、道路、公園、下水道等の公共施設が整備された地区である。 そこで、事業完了後の建築行為について地区計画を策定することにより、用途の混在、敷地の細分化等を防止し、良好な住環境の形成と保全を図ることを目的とする。
開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区における土地利用は、低層による閑静な住宅地を主体とし、地区の東側を南北に縦断する県道と、北側を東西に横断する市道の幹線道路沿いには、沿道のにぎわいと住宅地との調和を図りながら、居住環境を保護する沿道サービス地区を帯状に配置する。また、沿道サービス地区の中心部にあたる街区は、近隣住民に対する日用品の供給を目的とする商業地区を配置するとともに、低層住宅地にアプローチする団地内幹線道路の沿道には、住民や訪れた人が、この街の玄関部としてのにぎわいを享受できる地区を配置し、快適で良好な環境の住宅地の形成を図る。
	地区施設の整備 の方針	本地区における地区施設は、既に道路、公園、上水道等の基盤整備が完了しており、今後ともその機能、環境が損なわれないように維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境の形成及び保全を図るため、次に掲げる事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の高さの最高限度 (5) 容積率の最高限度 (6) 建ペい率の最高限度 (7) 建築物等の形態、意匠の制限 (8) かき又はさくの構造の制限 (9) 周辺の環境を損なわないよう敷地境界法面の利用及び敷地地盤高の変更は行わないこと。

			A +44 157	D #W 157	C地区	D##12	다 #WIF	
	地区	区の区分	A地区	B地区		D地区	E地区	
地区整備計画	築物等に		25号いいのげする (1宅 (2所れをち令第「第め (3象集 (4公こ第め建 (5物建))ののるる。)を)を (2、らうでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	にち築と(1宅(2所れをちで(3象集(4公こ第め建(5そすも13定用の15(をる(6物(でげ次はで(住除)住店にね第めが近し所がではで、でそすも30名のでは、でそすも30名のでは、でそすも30名のでは、でそすも30名のでは、でそすも30名のでは、でそすも30名のでは、できば類る13名が、ででは、ででは、ででは、ででは、でででは、でででは、でででは、でででは、で	(2)宿(3)系の(4)館(5) (6) (7) (8)、水れ30条の(10)、物用でる(13)の条の(4)館(5) (6) (7) (8)、水れ30条の(10)、水は(13)の米のの(10)、水は(13)の米のの(10)、水は(13)の米のの(10)、水は(13)の米のの(10)、水は(13)の米のの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)の米ののの(10)、水は(13)のの(10)のの(10)、水は(13)のの(10)の(10)	か, ら (1) 原面 に (2) に (3) 原面 ホ 自 畜 車 リのの 2 で 大 (3) 原面 に (4) ア (5) 原面 に (6) 場 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	築物は建築しては する工場で作業場 50㎡を超えるもの 館 が は か が が が が が が が が が が が が が が が が	
		敷地面積の 最低限度 壁面の位置 の制限	という。)は、1: の後退距離は1 m. ものにあっては上: 「次のいずれかに」 (1) 附属建築物等 (2) 出窓で床面か (3) 玄関ポーチの: 自動車車庫の: (4) 地階となる建:	の合計が1,500㎡ を超えるもの 150㎡ 壁又は、これに代わる柱面から敷地境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」は、1 m以上とする。ただし、法面を有する擁壁に面する部分については、外壁は1 m以上とし、かつ、敷地境界線の擁壁上部外周線(擁壁上部に法面を有するては上部法肩)から0.5 m以上とするれかに該当する場合は、制限を除外する。」 築物等において軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が5 ㎡以内のもの床面から上方に60 cm以上で、かつ、その張り出し部分が45 cm以下のものーチの柱、屋根及び軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内の車庫の柱、屋根				

地区の区分				A地区	B地区	C地区		D地区	E地区							
			ヷ	約14.1ha	約0.5ha	約4.3ha		約0.5ha	約0.6ha							
地区整備計		紫物等の	最高限度	10m	10m	12m			_							
				(1) 軒の高さ7 m	(1) 軒の高さ7 m	(1) 軒の高さ10m			_							
画			分の高さ	定による(都市計 画法(昭和43年法 律第100号)第8	定による(都市計画法第8条に規定する第二種低層住居専用地域の例に	(2) 法第56条の規定による(都市計画法第8条に規定する第一種住居地域の例による。)。			法第56条の規定に よる(都市計画法 第8条に規定する 近隣商業地域の例 による。)。							
				10	00%		200%									
		建ぺレ 最高阝			60%	70%		0%								
		建築物等の														
		形態, 意匠 の制限	1 A地区における げるものとする	5建築物等の外観,意匠等は,次に掲 う。			B, C, D及びE地区における 建築物等の外観, 意匠等は, 次に掲げるものとする。									
				のとおりとす				るものとし,	は, 落ち着きのあ 周辺の景観との調							
				ア R, YR系の	色相を使用する場合	合は彩度6以下		和に配慮する	こと。							
				イ Y系の色相を	使用する場合は彩度	度4以下	(2)	屋外広告物はる。	,次のとおりとす							
				ウ その他の色相	を使用する場合は彩度2以下		ア	地色は, けばけばしい色彩を								
				(2) 屋外広告物は	,次のとおりとする	3		避け、周辺の配慮すること	景観との調和に							
				ア 地色は, けば の調和に配慮		を避け、周辺の景観と			設置するものに限							
				イ 自家用に表示	設置するものに限る	5.		.o.								
											ウ 屋外広告物の 合計) は1 ㎡	表示面積(2個以_ 以内とする。	上あるときはその			
				() N/m/s (d. Fr.) =			- 1465	d)) =)))							
		かき <i>)</i> くの構 制限							ごし,門扉,車庫及 ついてはこの限りで							
				ア 生け垣												
イ 地盤面からの高さが1.2m以下の透視可能なフェンス(金属、								🖟 人人 大製柵を	と含む)							
									らもの							
	エ ア〜ウを併せたもの。ただし,道路(計画図に表示)に面して幅0.6m以上の植を設けない場合は,ア又はイに掲げるものを設けること。 この場合において,ア及びイの併用としてもよいものとする。															
		(2) 隣地境界に設けるかき又はさくは高さ1.2m以下とする。														
				<u></u> とおり												

区域は計画図表示のとおり

高知広域都市計画蒔絵台地区計画



垣又はさくの構造の制限を受ける位置図

